

1 1 住宅の省エネリフォームに関する助成制度

1 東京都の助成制度は[こちら](#)（東京都省エネ・再エネ住宅推進プラットフォーム HP）



省エネ・再エネ住宅関連補助金等

省エネ・再エネ住宅関連補助金等のご案内

東京都の省エネ・再エネ住宅に関連する補助金等を利用目的（「新築」「リフォーム」「設備の設置、家電の買い替え」）ごとにご紹介しております。

省エネ・再エネ住宅の実現を後押しする補助金等を用意していますので、ぜひご利用ください。



**新築住宅向け
関連補助金**



**リフォーム向け
関連補助金**



**設備の設置、家電の
買い替え関連補助金**

2 国の助成制度は[こちら](#)（住宅リフォームガイドブック（一般社団法人住宅リフォーム推進協議会））

【PART 3】
\\ 知ってお得な制度! //


住宅リフォームの 支援制度

I
減税制度

II
補助制度

III
融資制度

国や地方公共団体ではさまざまな支援制度を用意しています。補助金や融資、減税などの支援制度をうまく利用して、快適で安全、将来につながるリフォームを実現しましょう。



ポイント

減税制度を利用するには、定められた期間内に、「地改修等工事証明書」等の必要な書類と共に税務署や市区町村等に申告する必要があります。詳細はp.45をご覧ください。証明書の発行者は以下の通りです。

① 建築士事務所登録をしている事務所に関する建築士	② 指定確認検査機関
③ 登録住宅性能評価機関	④ 住宅瑕疵担保責任保険法人
⑤ 地方公共団体（住宅性能評価改修証明書、住宅用更新証明書の発行者のみ）	

※増徴税の非課税限度額の500万円加算（質の高い住宅）を申請する場合は、②③④に限る。

補助制度には、工事契約前や着工前に申請手続きをしなければいけないものもあり、また、改修工事を行う個人ではなくリフォーム事業者が申請手続きを行うものなどもあります。補助制度を利用する場合には、リフォームの計画段階から情報を収集し、事業者等に相談しましょう。

I. 減税制度

I. 減税制度

※当協会の内容は令和4年度の減税制度に関するものです。令和3年度の減税制度については令和3年改訂版「住宅リフォームガイドブック」をご覧ください。
https://www.jreforms.com/ja/about/pdf_guidebook/307_p3-31.pdf

1. 所得税の控除
制度期間 ①リフォーム促進税制 令和5年12月31日まで
②住宅ローン減税 令和7年12月31日まで

所得税とは1月1日から12月31日までの1年間に生じた個人の所得に課される税金（国税）です。適用要件を満たすリフォームを行った場合、税務署への確定申告で必要な手続きを行うと控除を受けることができます。所得税の控除には、①リフォーム促進税制、②住宅ローン減税という2種類の制度があります。

減税の対象は、**性能向上工事**（断熱、バリアフリー、省エネ、同层対応、長期優良住宅化リフォーム）とその他の一定の要件を満たした地改修等工事です。

減税制度の種類	リフォームの種類	断熱	バリアフリー	省エネ	同层対応	長期優良住宅化	左記以外の 地改修等 工事
① リフォーム促進税制	リフォームローンの利用有無にかかわらず利用可能	○ ▶P.38	○ ▶P.38	○ ▶P.39	○ ▶P.40	○ ▶P.41	—
② 住宅ローン減税	償還期間10年以上のローン利用の場合	○ ▶P.42	○ ▶P.42	○ ▶P.42	△ ▶P.42	△ ▶P.42	○ ▶P.42

※①リフォーム促進税制では、性能向上工事（上の表の○印）とあわせて行うその他の地改修工事（②住宅ローン減税の対象工事、P.42参照）が対象です。

① リフォーム促進税制（リフォームローンの利用有無にかかわらず利用可能）

控除期間	1年
最大控除額	105万円 [※] （※P.38～P.41参照）
控除額	$= \text{①と②の合計額} \\ = \text{性能向上工事の費用} \times \text{控除率10\%限度額} \text{まで} \times \text{控除率10\%} \\ + \text{性能向上工事以外の費用} \times \text{控除率5\%} \text{（その他の地改修工事（地改修等））} \times \text{控除率5\%}$

※1 断熱、バリアフリー、省エネ、同层対応リフォームを全て行い、省エネリフォームと併せて太陽光発電設備設置工事を行う場合
 ※2 国土交通大臣が定めるリフォームの種類別の償還期間の「長期優良住宅化」→ 断熱等
 ※3 断熱、バリアフリー、省エネ、同层対応、長期優良住宅化の工事目的の別に応じて、200～600万円（※P.38～P.41参照）
 ※4 ②の控除対象となる工事費用は性能向上工事の費用に限り、また、
 ※5 ②の控除対象となる工事費用は②の工事費用とは別として100万円以内
 ※6 性能向上工事の費用は、実際の工事費用ではなく、国土交通大臣がリフォームの工事内容ごとに定めた「標準的工事費用相当額」で計算します。

② 住宅ローン減税（償還期間10年以上のリフォームローンの場合）

控除期間	改修後、居住を開始した年から10年
最大控除額	140万円（2,000万円×控除率0.7%/年×10年間）
1年間の控除額	改修工事費用相当分の年末ローン残高×控除率0.7%